

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係(図書の扱いを含む)

(1) 着工が法施行前

6/20

	-	-----
'	-	-----

確認申請	計画変更の確認申請	着工
確認済証	計画変更の確認済証	竣工

	新構造基準 適合	当初確認				計画変更				中間検査 (法第7条の 3第1項1号)
		図書	指針	適合性判定	期間	図書	指針	適合性判定	期間	
	不要	旧	無	不要	21日	-	-	-	-	不要
'		旧	無	不要	21日	新	適用	不要	35日	必要

(2) 着工が法施行後

6/20

	-	-----
'	-	- -----
”		- -----

'		- --

法第7条の3第1項第2号に規定する特定工程(特定行政庁が定める特定工程)に係る工事を終えたときは、従前どおり、中間検査の申請が必要。

	新構造基準 適合	当初確認				計画変更				中間検査 (法第7条の 3第1項1号)
		図書	指針	適合性判定	期間	図書	指針	適合性判定	期間	
	必要	旧	無	不要	21日	-	-	-	-	不要
'		旧	無	不要	21日	新	適用	必要	35日	必要
”		新	適用	必要	35日	-	-	-	-	必要
		旧	無	不要	21日	-	-	-	-	不要
'		旧	無	不要	21日	新	適用	必要	35日	必要